

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

規則

○支庁長事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課) 二七

訓令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二七

告示

○産業廃棄物処理施設の変更許可申請書の内容の概要等

(廃棄物対策課) 二八

○特定調達契約に係る落札者等の公示

(水産林務部企画調整課) 二八

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課) 二九

○知事権限に係る保安林の指定の解除

(治山課) 二九

○公有水面の埋立ての免許

(砂防災害課) 二九

公表

○公印の改刻

(法制文書課) 三〇

○争議行為の通知(三件)

(労政福祉課) 三〇

支庁告示

○平成十四年度種馬鈴しょ集荷販売業者の登録

三一

道警察本部告示

○一般競争入札の実施に関する公告

三一

公布された規則のあらまし

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則(規則第五一號)

- 一 趣旨及び内容
支庁長に委任していた事務を、知事の事務とするため、この規則を制定することとした。
- 二 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月五日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第五一號

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則

支庁長事務委任規則(昭和二十三年北海道規則第八十号)の一部を次のように改正する。

建設部の項第四号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

北海道訓令第31号

本 出 先 機 関

北海道知事 堀 達也

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年十一月五日

北海道知事 堀 達也

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程(昭和41年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項中第18項を第19項に改め、第9項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の施行に関する事務

(1) 第19条の規定に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関し必要な助言又は勧告をすること。

(2) 第20条の規定に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更等を命ずること。

(3) 第22条第2項の規定に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況に関し報告をさせること。

(4) 第43条第1項の規定に基づき、職員に、営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること(再資源化等に係るものに限る。)

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第10項中「建設工事に係る資材再資源等に関する法律(平成12年法律第104号)」を「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に改め、同項第9号中「第37条」を「第37条第1項」に改め、同号を第15号とし、第1号から第

第1414号

8号までを6号ずつ繰り下げ、第1号から第6号までとして次の6号を加える。

- (1) 第10条第1項及び第2項の規定に基づき、対象建設工事の届出を受理すること。
- (2) 第10条第3項の規定に基づき、分別解体等の計画の変更等を命ずること。
- (3) 第11条の規定に基づき、国の機関等から対象建設工事に係る通知を受理すること。
- (4) 第14条の規定に基づき、分別解体等の実施に関し必要な助言又は勧告をすること。
- (5) 第15条の規定に基づき、分別解体等の方法の変更等を命ずること。
- (6) 第18条第2項の規定に基づき、発注者からの申告を受けること。
- (6) 第18条第2項の規定に基づき、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況に関し報告をさせること。
- (17) 第43条第1項の規定に基づき、職員に、営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること(分別解体等に係るものに限る。)

附 則
この訓令は、平成14年11月5日から施行する。

北 道 報 告 示

北海道告示第1765号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の2の4第1項の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請があった。
 なお、産業廃棄物処理施設変更許可申請書(以下「申請書」という。)の内容の概要等は、次のとおりである。
 平成14年11月5日

- 1 申請の概要
- (1) 申請年月日
平成14年10月15日
 - (2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名(申請者の住所又は氏名)
留萌市住之江町1丁目27番地
有限会社産業廃棄物処理センター 代表取締役 石塚 辰雄
 - (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
留萌市大字留萌村字アイトシナイ810-1番地ほか
 - (4) 産業廃棄物処理施設の種類の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号口(安定型最終処分場)

- (5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - 2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間
 - (1) 縦覧の場所及び時間
ア 北海道留萌支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで
イ 留萌市市民部リサイクル課(留萌市美・サイクル館) 午前8時50分から午後5時20分まで
 - (2) 縦覧の期間
平成14年11月5日から12月5日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - 3 意見書の提出
 - (1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
 - (3) 意見書は、北海道知事(郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2 北海道留萌支庁地域政策部環境生活課)に平成14年12月19日(木)までに到着するよう提出すること。
- 北海道告示第1766号**
 次のとおり、随意契約の相手方を決定した。
 平成14年11月5日
- 北海道知事 堀 達 也
- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
エアコンネット北海道システム用機器等 一式
 - 2 随意契約の相手方を決定した日
平成14年10月15日
 - 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社エヌ・テイ・テイ・データ
 - (2) 住 所 東京都江東区豊洲3丁目3番3号
 - 4 随意契約に係る契約金額(1月当たりの単価)
5,355,000円
 - 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

北海道知事 堀 達 也

6 随意契約によつた理由
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。
 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名称 北海道水産林務部企画調整課
 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1767号
 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
 平成14年11月5日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1(1) 解除予定保安林の所在 厚岸郡厚岸町大字太田村16の1（次の図に示す部分に限る。）、16の91
 場所
 (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
 (3) 解除の理由 指定理由の消滅
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在 広尾郡大樹町字晩成33の1・33の2・33の4・33の6・34
 場所 の1・105の1・105の3（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、33の3、33の5、34の2、34の3
 (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
 (3) 解除の理由 指定理由の消滅
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1768号
 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 平成14年11月5日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1(1) 解除に係る保安林の所在 勇払郡厚真町字幌内373・391・438の1・463の1・506
 場所（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、438の

11、438の12、438の15
 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 (3) 解除の理由 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 北海道告示第1769号
 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。
 平成14年11月5日
- 北海道知事 堀 達 也
- 2(1) 解除に係る保安林の所在 広尾郡忠類村字東宝84の1（次の図に示す部分に限る。）
 在場所
 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 (3) 解除の理由 農道用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び忠類村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1769号
 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。
 平成14年11月5日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 免許年月日 平成14年10月28日
 2 免許を受けた者の名称 北海道
 (1) 名称 北海道
 (2) 住所 札幌市中央区北3条西6丁目
 (3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達 也
 3 埋立区域
 (1) 位置 上磯郡知内町字小谷石48番、49番1、49番2、50番1及び50番2地先の公有水面
 (2) 区域 次のK - 1の地点からK - 7の地点までを順次に結んだ線及びK - 1の地点とK - 7の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
 K - 1の地点 2級基準点 H10 2 - 01（北緯41度31分48秒0699 東経140度25分29秒8495 X = -274,313.312 Y = 14,598,375）から方向角47度36分15秒の方向158.51mの地点
 K - 2の地点 K - 1の地点から方向角326度20分33秒の方向0.49mの地点

- K - 3の地点 K - 2の地点から方向角48度48分00秒の方向91.29mの地点
- K - 4の地点 K - 3の地点から方向角171度10分42秒の方向2.43mの地点
- K - 5の地点 K - 4の地点から方向角185度57分23秒の方向3.83mの地点
- K - 6の地点 K - 5の地点から方向角183度37分55秒の方向4.06mの地点
- K - 7の地点 K - 6の地点から方向角139度20分14秒の方向4.25mの地点

(3) 面積 545.42㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 上磯郡知内町字小谷石48番、49番1、49番2、50番1及び50番2地先

(2) 区域 次のアの地点からソの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とソの地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の結果を使用）

アの地点 2級基準点 H10 2 - 01（北緯41度31分48秒0699 東経140度25分29秒8495 X = -274.313.312 Y = 14.598.375）から方向角54度57分35秒の方向156.70mの地点

- イの地点 アの地点から方向角326度23分03秒の方向20.79mの地点
- ウの地点 イの地点から方向角326度26分07秒の方向6.85mの地点
- エの地点 ウの地点から方向角238度20分34秒の方向0.68mの地点
- オの地点 エの地点から方向角326度22分16秒の方向17.14mの地点
- カの地点 オの地点から方向角56度23分24秒の方向0.40mの地点
- キの地点 カの地点から方向角48度48分23秒の方向105.15mの地点
- クの地点 キの地点から方向角170度33分48秒の方向12.65mの地点
- ケの地点 クの地点から方向角260度53分23秒の方向1.02mの地点
- コの地点 ケの地点から方向角172度46分05秒の方向1.26mの地点
- カの地点 コの地点から方向角260度04分39秒の方向0.39mの地点
- シの地点 ケの地点から方向角171度11分19秒の方向17.60mの地点
- 又の地点 シの地点から方向角185度57分23秒の方向3.83mの地点
- セの地点 又の地点から方向角183度37分55秒の方向4.06mの地点
- ソの地点 セの地点から方向角139度20分09秒の方向24.70mの地点

(3) 面積 4,646.38㎡

5 埋立地の用途 漁港施設用地

公 報

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第8条第2項の規定により、平成14年11月

5日、公印の改刻について次のとおり公印台帳に登録した。

平成14年11月5日

北海道知事 堀 達也

1 改刻後の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	印影	寸法	使用開始年月日
北海道空知支庁長印	北海道空知支庁北部耕地出張所	一般文書用		方25ミリメートル	平成14.11.5

2 改刻前の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	寸法	法
北海道空知支庁長印	北海道空知支庁北部耕地出張所	一般文書用	方25ミリメートル	

北見赤十字病院労働組合 執行委員長 西村 節子から、平成14年10月25日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成14年11月5日

北海道知事 堀 達也

- 1 事件 (1) 賃上げ等の要求に関する係争
(2) 労働条件等の要求に関する係争
(3) 増員等の要求に関する係争
(4) その他の要求に関する係争
- 2 日時 平成14年11月8日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間
- 3 場所 北見赤十字病院において、北見赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を行う。

全日赤伊達赤十字病院労働組合 執行委員長 大西ひろ子から、平成14年10月25日、次のと

おり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成14年11月5日

北海道知事 堀 達也

- 1 事 件 (1) 労働条件等の要求に関する係争
(2) 増員等の要求に関する係争
(3) その他の要求に関する係争
- 2 日 時 平成14年11月8日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間
- 3 場 所 伊達赤十字病院において、全日赤伊達赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場
- 4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。

北海道医療労働組合連合会 執行委員長 名知 隆之から、平成14年10月28日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成14年11月5日

北海道知事 堀 達也

- 1 事 件 (1) 賃金改善等の要求に関する係争
(2) 労働条件等の要求に関する係争
(3) 増員等の要求に関する係争
(4) その他の要求に関する係争
- 2 日 時 平成14年11月8日午前8時30分以降本問題解決に至るまでの期間
- 3 場 所 次の事業所において、北海道医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

静和記念病院、勤医協本部事務局、中央病院、伏古10条クリニック、札幌ひがし訪問看護ステーション、札幌病院、菊水こども診療所、さくすい訪問看護ステーション、札幌病院在宅介護支援センター、札幌丘珠病院、札幌北区病院、北区訪問看護ステーションふれあい、札幌西区病院、札幌にし訪問看護ステーション、苫小牧病院、札幌診療所、とまこまい訪問看護ステーション、月寒病院、勤医協つきさむ訪問看護ステーション、平和通りクリニック、老人保健施設柏ヶ丘、柏が丘訪問看護ステーション、もみじ台内科診療所、札幌みなみ診療所、札幌歯科診療所、もみじ台歯科診療所、札幌ふしこ歯科診療所、札幌にしこ歯科診療所、当別小川通診療所、勤医協訪問看護ステーションとうべつ、小樽診療所、勤医協おたる訪問看護ステーション、余市診療所、よいち訪問看護ステーション

ーション、黒松内診療所、勤医協くるまつない訪問看護ステーション、室蘭診療所、厚賀診療所、浦河診療所、神威診療所、勤医協つたしない訪問看護ステーション、芦別平和診療所、上砂川診療所、勤医協札幌看護専門学校、勤医協ヘルパーセンター、中央病院附属ほがら保育園、オホーツク勤労者医療協会、オホーツク勤医協北見病院、訪問看護ステーションたんぼぼ、道北勤労者医療協会本部、一条通病院、旭川医院、旭川北医院、宗谷医院、法人保健施設かたくりの郷、在宅介護支援センターかぐら、訪問看護ステーション神楽ほほえみポート、一条クリニック、訪問看護ステーション東光ぬくもりポート、訪問看護ステーション宗谷さわやかポート、訪問看護ステーションひろがり、一条通病院附属たんぼぼ保育園、道南勤労者医療協会本部事務局、函館稜北病院、訪問看護ステーション稜北、函館診療所、訪問看護ステーション千代ヶ台、江差診療所、八雲ユーラック医院、老人介護支援センター稜北、ヘルパーステーション稜北、ヘルパーステーションゆいっこ、どろんこ保育園、道東勤労者医療協会本部事務局、釧路協立病院、くしる医院、桜ヶ岡医院、訪問看護ステーションひまわりポート、老人保健施設ケアコートひまわり、老人介護支援センターひまわり、ねむる医院、訪問看護ステーションエトピリカ、あゆみ保育園、十勝勤労者医療協会本部事務局、帯広病院、柳町医院、老人保健施設ケアセンター白樺、訪問看護ステーションほつとらいん、帯広歯科医院、訪問看護ステーションひだまり、訪問看護ステーションほつとらいん柳町、音更町在宅介護支援センター柳町、在宅介護支援センター白樺、ヘルパーステーション白樺、北海道保健企画、伏古ひまわり薬局、ライフサポートひまわり、菊水ひまわり薬局、西区ひまわり薬局、苫小牧ひまわり薬局、北区ひまわり薬局、函館保健企画、しらかは薬局、北健友社、ハート薬局、シヨークン及びあじさい薬局

4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。

取 止 知 照

北海道後志支庁告示第9号

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第7条の規定により、次のとおり平成14年産から翌々年産までの種馬鈴しよ集荷販売業者の登録をした。

平成14年11月5日

北海道後志支庁長 浴 山 正 久

登録番号	登録年月日	住所	氏名又は名称	集荷地域
後志第1号	平成14.10.24	倶知安町南1条東2丁目	ようてい農業協同組合 代表理事組合長 勝浦 昇	黒松内町、 蘭越町、 真狩村、 留寿都村、 喜茂別町、 京極町、 倶知安町

興 業 本 部 告 示

北海道警察本部告示第192号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年11月5日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 警察官（男性）用長靴の入札
(1) 入札に付する事項

- ア 調達をする物品の名称及び数量
警察官（男性）用長靴 2,819足
- イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
- ウ 納入 期 日 平成15年1月24日
- エ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(イ)までに定めるところにより、1の(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請の時期 平成14年11月5日から14日まで

(4) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条件を示す場所
北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(5) 入札執行の場所及び日時
ア 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場

イ 入 札 日 時 平成14年11月18日 午前9時30分
ウ 開 札 場 所 アに同じ。
エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金
ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は、認めない。

(8) 入札説明書の交付に関する事項
ア 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(9) 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(10) 契約書作成の要
要

(11) その他

ア 開札の時に於いて、1の(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 (イ) 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

エ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

オ この入札の執行は、公開する。

カ 詳細は、入札説明書による。

2 警察官（男性）用防寒手袋の入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品の名称及び数量
 警察官（男性）用防寒手袋 3,590双

イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 日 平成13年1月24日

エ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格
 次のいづれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、2の(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申 請 の 時 期 平成14年11月5日から14日まで

(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所
 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部1階入札会場

イ 入 札 日 時 平成14年11月18日 午前9時45分

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 郵便等による入札
 郵便及び電報による入札は、認めない。

(8) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(9) 落札者の決定方法
 財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(10) 契約書作成の要否

(11) その他

ア 開札の時に於いて、2の(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(イ) 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

エ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

オ この入札の執行は、公開する。

カ 詳細は、入札説明書による。